

岩手県告示第89号

県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年1月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示
県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和56年岩手県告示第412号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(資格の審査) 第3条 [略] 2 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。 (1)・(2) [略] (3) 県税、法人税又は申告所得税、 <u>消費</u> 税及び地方消費税（以下「県税等」という。）を滞納している者 (4)・(5) [略]	(資格の審査) 第3条 [略] 2 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。 (1)・(2) [略] (3) 県税、法人税又は申告所得税 <u>及び復興特別所得税並びに</u> 消費税及び地方消費税（以下「県税等」という。）を滞納している者 (4)・(5) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この告示は、平成27年2月1日から施行する。